

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成30年9月28日

金曜日

号外(8)

目次

規則

○富山県生活保護法施行規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県生活保護法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年9月28日

富山県知事 石井 隆一

富山県規則第55号

富山県生活保護法施行規則の一部を改正する規則

第1条 富山県生活保護法施行規則（昭和58年富山県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第17条中「（様式第39号）」を「（様式第41号）」に改め、同条を第19条とし、第16条の次に次の2条を加える。

（進学準備給付金申請書）

第17条 省令第18条の9第1項の規定による申請書は、進学準備給付金申請書（様式第39号）によるものとする。

（進学準備給付金決定通知書）

第18条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときは、進学準備給付金決定通知書（様式第40号）によるものとする。

様式第23号の2中「により就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を、「就労自立給付金費」の次に「又は進学準備給付金費」を加える。

様式第39号中「（第17条関係）」を「（第19条関係）」に改め、同様式を様式第41号とし、様式第38号の次に次の2様式を加える。

様式第39号（第17条関係）

進学準備給付金申請書

年 月 日

厚生センター所長 殿

申請者 住所

(大学等に進学する者) 氏名 印

下記のとおり、進学準備給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 月 日
- 3 進学先
学校名 _____
- 4 進学後の居住先（該当する□の中にレ印を付してください。）
 大学等に進学する前の住居と同じ
 転居により大学等に進学する前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記入してください。）
居住（予定）地 _____
- 5 必要書類
 - (1) 入学手続きに着手していることが確認できる書類として、次のいずれか
ア 入学金を納付したことを証明する書類の写し
イ 入学金延納（進学後に納付することをいう。）を申請した書類の写し
ウ 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続きが完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金の振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類を○で囲んでください。)

支 店 名 _____ 支店（ゆうちょ銀行を除く。）
記 号

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記入）

預 金 種 類 普通預金 当座預金
(該当する□の中にレ印を付してください。)

口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--

 (右づめで記入してください。)
(フリガナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第40号（第18条関係）

進学準備給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日

殿

厚生センター所長 閣

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 進学準備給付金の支給日及び支給方法
- 3 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。

(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

第2条 富山県生活保護法施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第77条第1項」の次に「又は法第77条の2第1項」を加える。

第19条中「（金銭給付によつて行うものに限る。）」を削り、「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第41号）」を「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（同法第78条第1項の規定に基づく徴収金の場合）（様式第42号）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第78条の2第1項又は第2項の規定による保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。次項において同じ。）又は就労自立給付金から法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（同法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の場合）（様式第41号）によるものとする。

様式第23号の2中「第77条第1項（」の次に「第77条の2第1項、」を加え、

「2 略」

を

「2 略

第77条の2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 略」

に改める。

様式第41号中「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」を「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（同法第78条第1項の規定に基づく徴収金の場合）」に改め、同様式を様式第42号とし、様式第40号の次に次の1様式を加える。

様式第41号（第19条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（同法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の場合）

私は、年月分からの保護金品等（保護金品（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）から毎月円を年月日付け費用等徴収決定通知書による生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から納入に充てるものとします。

年月日

厚生センター所長 殿

住所

氏名

印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県生活保護法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(厚生企画課)